

湖北地域消防組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

湖北地域消防組合管理者 角田航也

## 湖北地域消防組合条例第8号

### 湖北地域消防組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

湖北地域消防組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例（平成18年湖北地域消防組合条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

#### （8）緊急消防援助隊出動手当

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

#### （緊急消防援助隊出動手当）

第10条 第2条第8号に規定する緊急消防援助隊出動手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員に対して1日あたり1,080円を支給する。

2 前項の出動が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく立入禁止等の措置がなされた区域など任命権者が著しく危険と認める区域で行われた場合は、前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額を支給する。

3 緊急消防援助隊出動手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。